

調査対象物質	地方 公共団体	地点 番号	調査地点	測定値	報告時
				検体1	検出下限値
[3] クロロ酢酸及びその塩類 詳細環境調査・水質(単位: ng/L) 地点ベース検出頻度: 3/24(欠測等: 0) 検体ベース検出頻度: 3/24(欠測等: 0) 検出範囲: nd~100 検出下限値範囲: 22~29 検出下限値: 29 要求検出下限値: 33	北海道	1	石狩川河口石狩河口橋 (石狩市)	nd	29
	宮城県	2	迫川二ツ屋橋 (登米市)	nd	29
		3	白石川さくら歩道橋 (柴田町)	nd	29
	秋田県	4	秋田蓮河 (秋田市)	nd	29
	埼玉県	5	荒川秋ヶ瀬取水堰 (志木市)	nd	29
	さいたま市	6	鴨川中土手橋 (さいたま市)	nd	29
	千葉県	7	養老川浅井橋 (市原市)	nd	29
		8	荒川河口 (江東区)	nd	29
	東京都	9	隅田川河口 (港区)	nd	29
		10	多摩川河口 (川崎市)	nd	29
	長野県	11	諏訪湖湖心	nd	29
	静岡県	12	新野川末端 (御前崎市)	nd	29
		13	天竜川 (磐田市)	33	29
	愛知県	14	名古屋港潮見ふ頭西	nd	29
	名古屋市	15	堀川港新橋 (名古屋市)	nd	29
		16	名古屋港潮見ふ頭南	32	29
	大阪府	17	大和川河口 (堺市)	nd	29
	大阪市	18	大川毛馬橋 (大阪市)	nd	29
		19	大阪港	nd	29
	兵庫県	20	姫路沖	100	22
		21	網干港内	nd	29
	神戸市	22	神戸港中央	nd	29
	和歌山県	23	紀の川河口紀の川大橋 (和歌山市)	nd	29
		24	和歌川旭橋 (和歌山市)	nd	29

(注1) 「検出頻度 (地点ベース)」とは検出地点数/調査地点数 (欠測等は除く) を、

「検出頻度 (検体ベース)」とは検出検体数/調査検体数 (欠測等は除く) をそれぞれ意味する。

(注2) 「欠測等」とは、測定値が得られなかった検体又は検出下限値を統一したことによりここでの集計の対象から除外された検体

(注3) nd: 不検出

(注4) ※: 参考値 (調査対象物質ごとに統一して設定した「検出下限値」未満ではあるが、各地点ごとの調査精度に依存する「報告時検出下限値」

以上として定量的に検出された値であるため、参考として記載した。統計処理には数値としては用いていない)